

事務連絡
令和2年9月4日

保護者 各位

沖縄県立八重山商工高等学校
校長 波平孝夫
(公印省略)

八重山地区の県立学校における新型コロナウイルス感染症対策について

初秋の候、保護者の皆様におかれましてはご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療体制が脆弱な八重山地区における新型コロナウイルス感染者移入を水際で防止するため、県立学校の生徒及び教職員に対し、郡外に移動した場合、帰島後、一定期間の行動自粛する必要があります。本県においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出され、離島への渡航、離島間での移動等に関しては、最小限にする旨、示されていることを踏まえ、八重山地区の県立学校における生徒の郡外への移動に係る取扱を下記のとおりとします。

保護者の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

(1) 郡外へ移動した場合の登校の取扱等

帰島後、原則、7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察を行う。

ただし、進路決定を間近に控え、授業参加の申し出があった高校3年生については、健康観察、感染症対策を徹底した上で、授業参加を可とする。

※感染症予防対策

○受験や就職面接等の理由で郡外に移動し、帰島した場合、登校前に自宅で検温し、登校後は保健室で検温を行うなど健康観察及び感染予防対策を徹底する。

○移動先では、不要不急の外出や人との接触は、可能な限り避ける。また、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（Cocoa）を利用するなどの対策を講じる。

※出席停止期間及は、帰島した日を1日目として算出する。

(2) 適用期間

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を必要とする当面の間とする。

(3) 出席の取扱について

生徒は学校保健安全法第19条による出席停止とする。

自宅等待機中の生徒に対しては、学習課題を準備し学習の継続を図る。

(4) 寮生への対応

寮生が帰省等で郡外へ移動し、帰島した場合、原則として待機場所は学寮の居室とし、不要不急の外出を控える。

以上